

# 登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

浦安いろどり保育園

園児名

| 該当疾患に○ | 疾患名                         | 登園停止期間の基準                                                  |
|--------|-----------------------------|------------------------------------------------------------|
|        |                             | ※以下の基準に基づき、主治医が判断する                                        |
|        | 麻疹（はしか）                     | 解熱後3日を経過してから                                               |
|        | インフルエンザ                     | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで                               |
|        | 風しん（三日ばしか）                  | 発しんが消失してから                                                 |
|        | 水痘（水ぼうそう）                   | すべての発しんが、かさぶたになるまで                                         |
|        | 流行性耳下腺炎（おたふく）               | 耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
|        | 結核                          | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |
|        | 咽頭結膜炎（プール熱）                 | 主な症状が消え2日経過してから                                            |
|        | 流行性結膜炎（はやり目）                | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                  |
|        | 百日咳                         | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                    |
|        | 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
|        | 急性出血性結膜炎                    | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |
|        | 髄膜炎菌性髄膜炎                    | 医師により感染の恐れがないと認めるまで                                        |

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園してもよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

( )

証明日：令和 年 月 日 医療機関

医師名 印